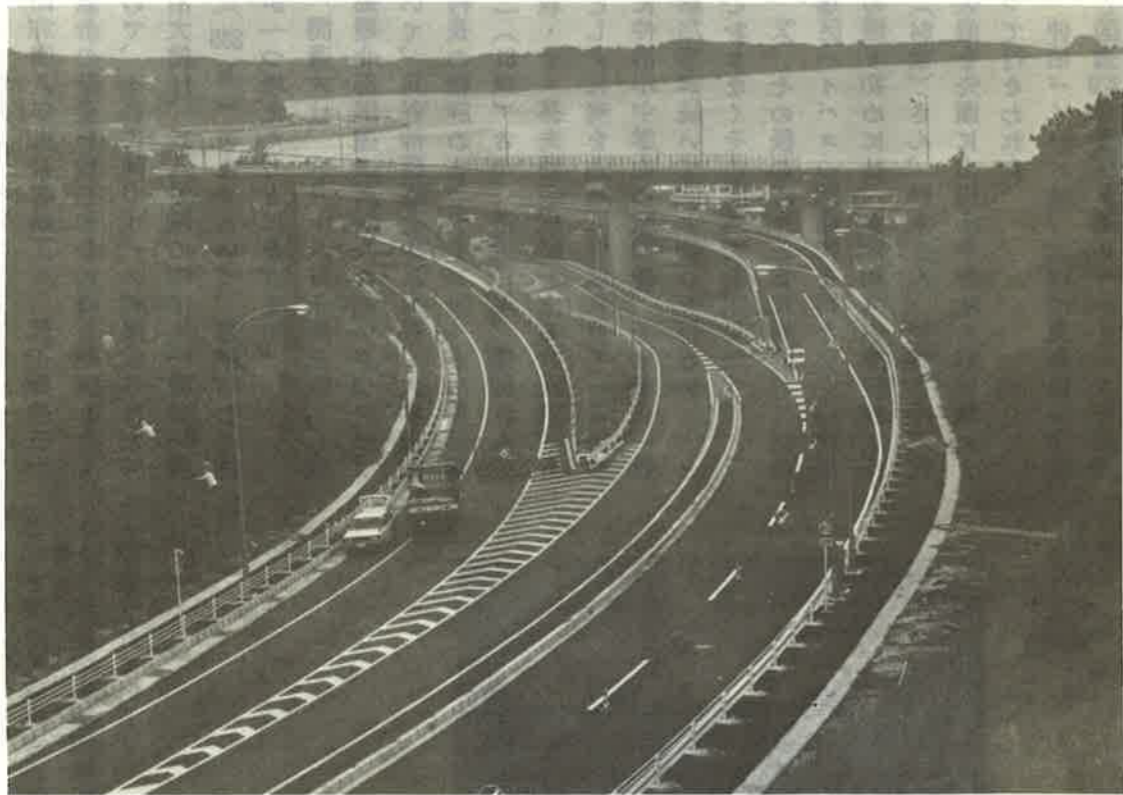


(恩納村人口)	
昭和50年5月末	
人口	8,363(+44)
男	4,242(+25)
女	4,121(+19)
世帯数	1,943(+20)
()	内は前月比



村章



仲泊バイパスから北部縦貫自動車道路及び国道329号へ結ぶ進入道路

恩納村役場電話番号

村長室	098966-8345	経済課	} 098966-8111
総務課	〃 8342	建設課	
企画課	〃 8340	教育委員会	〃 8126
住民課	〃 8101	救急	〃 8228
税務課	〃 8341	保育所	〃 8322
出納室	〃 8343	給食センター	〃 8188

恩納村役場

恩納村字恩納2451番地
企画課編集発行
印刷・巴印刷所

もそうであるが、その父の一番の楽しみは、仕事から帰って来て、ばんしゃくをしながら私と兄に昔話、母の話、大得意になって話している側で、私達は一生懸命聞いたものです。

あれは、たしか小学校三年の時だと思ふ。父が仕事の現場で、屋根から落ちて病院へ運ばれたという事をおばさんから聞かされた時は、頭をハンマーでたたくかのようにポットなって、私は、とっさに父が今にでも死んでしまうのではないかと考えて、父が帰って来るまで、ワァワァ泣いて、おばさん達をこまらせたことがあった。父が帰宅した時には、父が帰って来たという喜びで、父にすがりついて大声で泣いた覚えがある。

また、父の口ぐせに、こんな事があったのを思い出した。まだ小学校の時、私と兄が父のいう事を聞かないで、父を怒らせた時など、父は、かあちゃんから電報が届いているのと言って、小さい紙をもってきて、「とうちゃん、子供達が言う事を聞かないでいると、すぐかあちゃんの所にこい、こい」と書いてあると私達に、聞かせて、私と兄は、を

本気にして、ワァワァ泣いたものである。今考えると父が私達をしかる一つの作戦だったかも知れない。いま、その事を父に話したら苦笑いしているようである。

私の高校卒業式の際には、いっちょうちの着広を着て、早々と式場に現われてくれた父、私の就職祝に、ハンドバックを買ってくれた父、成人式の祝として、着物を三日がかりで選んでくれた父、その父に一番、心残りなのは、私の嫁ぐ日に、父への別れのあいさつにと思い、二三日前から考えて、これも言う、あれも言うように思っていたが、いざ父の前にならば全部忘れて、涙から先に出て、私はうつつむいてしまった。父は、何も言わなくていい、良い家庭をつくり、婚家の方々にかわいがってもらいようにと言ってくれた父も声をつまらせて、言葉もはつきり聞き取れなかったが、父もさびしうであった。私はただ、うなずいただけで、父は、私が何を言うようとしているかわかっているようである。

私を二十六年間も育ててくださった父に、一言も言わず家から出た事に対し、心残

りである。

私も結婚して、早五年の歳月が流れ、農業などやった事のない私は、主人の手となり、足となって手伝ったのが、今では、農業の楽しさ、苦しさもわかるようになり、父が心配してくださった程ではなく、すっかり農業にもなれてきました。いろいろ苦労かけた父も、もう少し若ければ、せめて六十歳ごろでもとせいたくにごゆる現在の私の心境です。

現在の父は、孫と一緒にあそぶ事が唯一の楽しみようで、いま、こうして幸い家庭をさすいた私、父にわがまな事ばかり言った自分にはずかしく、また、親元にいる時に、もっと親孝行してあげればよかったなどと考えているおろかな私です。

いまは、ただ、ひたすらに父に感謝しつつ父の顔が浮かぶ。

火災 救急は

六〇八二二八番へ



国道58号(1級国道)仲泊バイパス開通式

地元の長浜家三代夫婦によって 仲泊大橋の渡り初めを行なった

この道路は、海洋博関連事業として、昭和四十八年九月に着工し、総工費約三十億余の資金を投じてこのほど完成したもので、それに同バイパスに架設された仲泊大橋は、五八号線の中でも一番長い橋(335M)となっていて、恩納村の名物の一つ増えたことになりました。

開通式は、六月十八日午後三時から与那覇北部国道事務所長のあいさつについて、亀谷沖繩総合事務局長、大城恩納村長の祝辞のあとテープカットで長浜善二(81歳)さん、善勇さん、善則さん、親・子・孫夫婦三代にわたる六人が、とこしえに魂を込めて先頭に立ち、その次に仲泊小中学生の鼓笛隊、その後一般参加者が続いて渡り初めを行ない、とどこおりなくその開通式を閉じた。

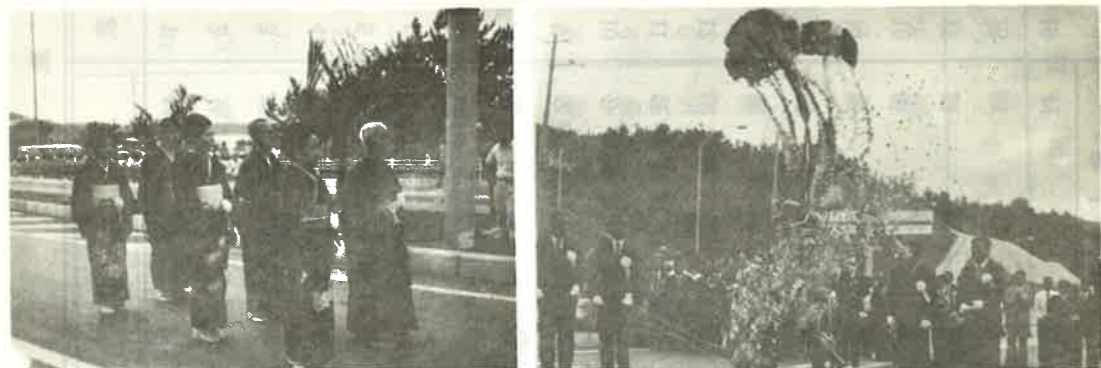
又、その後の二十三日には同じく山田地区バイパスの開通式を行ない、山田橋の渡り初めには、宇宇加地の饒波棟之助(84歳)さん、棟永さん、棟敏さん三代夫婦を先頭に山田小中学生の鼓笛隊によって行なわれた。

仲泊バイパスは、北部縦貫自動車道路と国道329号及び県道6号バイパスを結び

もので、これが開通されたことによってこれまでの交通事情の悪さが緩和され、とともに地域の経済発展に寄与するものと期待されている。



渡り初めのテープカット



渡り初めの三代夫婦

久寿玉開破



仲泊小中学生のコテキ隊

恩納村の財政事情は どうなっているか!!

自治法の規定に基づいて、村条例の定めるところにより、村長は、村の財政事情書を作成して、これを住民に公表することになっていきます。

この財政事情書は、四月一日から九月三〇日までの期間におけるものを前年度の決算書とともに、十月一日から翌年三月三十一日までの期間におけるものを五

月末日までに、恩納村公告式条例第二條第二項の例により公表を行なうが、告示の日から六カ月間は、何人も村長の指定した場所において、その閲覧を請求することができます。

恩納村財政事情書の公表は、次のとおり。

恩納村財政事情書公表 第六号

恩納村財政状況の作成及び公表に関する条例第二條の規定に基づきここに公表する。

昭和五〇年五月三十一日
恩納村長 大城保晴

昭和四十九年十月一日から昭和五〇年三月三十一日までの財政状況は次のとおりであります。

記

昭和四十九年度歳入歳出予算執行状況歳入歳出財源別内訳(最終予算)財産及び地方債の現在高

歳入

昭和49年度 予算執行状況

昭和50年3月31日現在

款	科	目	当 初	補 正	予算総額	49.4.30 間収入	49.10.31 間収入	収入総額	予算対比率	下期比率
1	村	税	39,210	28,618	67,828	38,709	41,720	80,429	118.6%	61.5%
2	地 方	譲 与 税	1,057		1,057	535	904	1,439	136.1	85.5
3	娯楽施設	利用税交付金	21,709		21,709	12,880	18,860	31,740	146.2	86.9
4	自動車	取得税交付金	2,575		2,575	1,154	1,419	2,573	99.9	55.1
5	軽油引取税	交付金	1		1				-	-
6	国有提供施設等所在 市町村助成交付金		80	11	91		91	91	100.0	100.0
7	国有提供施設等所在 市町村調整交付金		24,181	2,679	26,860		26,860	26,860	100.0	100.0
8	地 方 交 付 税		246,000	29,766	275,766	185,009	90,757	275,766	100.0	32.9
9	交通安全対策特別交付金		1	1,320	1,321		1,320	1,320	99.9	99.9
10	分担金及び負担金		2		2				-	-
11	使用料及び手数料		5,265		5,265	2,917	3,255	6,172	117.2	61.8
12	国 庫 支 出 金		138,687	32,590	171,277	9,138	35,435	44,573	26.0	20.7
13	国 庫 支 出 金		38,308	40,557	78,865	1,540	6,636	8,176	10.4	8.4
14	財 産 収 入 金		184,898	98,150	283,048	228,999	70,494	299,493	105.8	24.9
15	寄 附 金		1,012	675	1,687		1,505	1,505	89.2	89.2
16	操 入 金		1	946	947	487	0	487	51.4	-
17	操 入 金		12,000	18,158	30,158	48,188	0	48,188	159.8	-
18	諸 収 入 金		7,300	4,697	11,997	3,177	4,583	7,760	64.7	38.2
19	諸 収 入 金		86,852	△17,691	69,161				0.0	-
		歳入合計	809,139	240,476	1,049,615	532,733	303,839	836,572	79.7	28.9

昭和49年度 予算執行状況

昭和50年3月31日現在

款	科	目	当 初	補 正	予算総額	49.4.30 間支出	49.10.31 間支出	支出総額	予算対比率	下期比率
1	議 会	費	23,842	4,148	27,990	11,131	15,955	27,086	96.8%	57.0%
2	総 務	費	171,527	89,882	261,409	66,155	178,571	244,726	93.6	68.3
3	民 生	費	119,031	7,705	126,736	36,110	83,461	119,571	94.3	65.9
4	衛 生	費	29,369	5,510	34,879	12,796	20,611	33,407	95.8	59.1
5	労 働	費	3	0	3					
6	農 林 水 産 業	費	103,571	53,873	157,444	39,924	73,594	113,518	72.1	46.7
7	商 工	費	9,223	8,248	17,471	3,007	3,249	6,256	35.8	18.6
8	土 木	費	33,982	4,791	38,773	6,103	26,159	32,262	83.2	67.5
9	消 防	費	4,127	1,191	5,318	1,807	2,830	4,637	87.2	53.2
10	教 育	費	282,182	78,129	360,311	69,168	153,650	222,818	61.8	42.6
11	災 害 復 旧	費	4,697	△2,506	2,191	19	1,740	1,759	80.3	79.4
12	公 債	費	14,475	1,893	16,368	6,193	7,402	13,595	83.1	45.2
13	諸 支 出	金	2	0	0					
14	予 備	費	13,108	△12,388	720					
		計	809,139	240,476	1,049,615	252,413	567,222	819,635	78.1	54.0

昭和49年度 予算財源別内訳表

昭和50年3月31日現在

歳入	自主財源	歳入	依存財源
款	科目	目	目
1	村	税	2
10	分担金及び負担金	67,828	6.5%
11	使用料及び手数料	2	0.0
14	財産収入	5,265	0.5
15	客附収入	283,048	27.0
16	繰上収入	1,687	0.2
17	繰越収入	947	0.1
18	繰上諸収入	30,158	2.9
		11,997	1.1
	計	400,932	38.2

款	科目	目	目	予算額	予算対割合
2	地方	議与	税	1,057	0.1%
3	娯楽施設	利用	交付金	21,709	2.1
4	自動車	取得	交付金	2,575	0.2
5	軽油	引取	交付金	1	0.0
6	国有提供施設等	所在	交付金	91	0.0
7	国有提供施設等	所在	交付金	26,860	2.6
8	地方	交付	税金	275,766	26.3
9	交通安全対策	特別	交付金	1,321	0.1
12	国	庫	支出金	171,277	16.3
13	国	庫	支出金	78,865	7.5
19	村	支	出金債	69,161	6.6
	計			648,683	61.8

歳出 消費的経費

款	科目	目	目	予算額	予算対割合
1	議	会	費	27,990	2.7%
2	総	務	費	261,409	24.9
3	民	生	費	126,736	12.1
4	衛	生	費	34,879	3.3
5	生	働	費	3	0.0
6	防	防	費	5,318	0.5
	計			456,335	43.5

投資的経費

款	科目	目	目	予算額	予算対割合
6	農林水産	業	費	157,444	15.0%
7	商	工	費	17,471	1.7
8	士	木	費	38,773	3.7
11	災害復旧	費		2,191	0.2
13	諸	支	出	2	0.0
14	支	備	費	720	0.1
	計			216,601	20.6

その他の経費

款	科目	目	目	予算額	予算対割合
10	教	育	費	360,311	34.3%
12	公	債	費	16,368	1.6
	計			376,679	35.9

昭和49年度 国民健康保険特別会計予算執行状況

昭和50年3月31日現在

歳入	款	科目	目	当	補	正	予算総額	49.4.1	49.10.1	収入総額	予算対比率	下期比率
				初	正			間	間			
				額	補			収	収			
1	国民健康保険	税		23,720	-	-	23,720	9,598	16,651	26,249	110.7%	70.2%
2	一部負担金			2	-	-	2	-	-	-	-	-
3	使用料及び手数料			53	-	-	53	5	6	11	20.8	11.3
4	国庫支出金			36,212	-	-	36,212	14,579	16,166	30,745	84.9	44.6
5	県庫支出金			1	-	-	1	-	46	46	4600.0	4600.0
6	繰上収入			1	-	-	1	-	-	-	-	-
7	繰越収入			1,000	-	-	1,000	10,790	1	10,791	100.0	0.0
8	繰上諸収入			34	-	-	34	114	269	383	1126.5	791.2
	計			61,023	9,790	-	70,813	35,086	33,138	68,224	96.3	46.8

歳出

款	科目	目	当	補	正	予算総額	49.4.1	49.10.1	支出総額	予算対比率	下期比率
			初	正			間	間			
			額	補			収	収			
1	総務	費	6,518	1,952	-	8,470	2,228	4,527	6,755	79.8%	53.4%
2	保険	給付	50,145	9,231	-	59,376	25,698	32,934	58,632	98.7	55.5
3	公債	費	210	-	-	210	-	-	-	-	-
4	諸支	出	1,650	-	-	1,650	-	52	52	3.2	3.2
5	諸備	費	2,500	-	-	2,500	-	-	-	-	-
	計		61,023	9,790	-	70,813	27,926	37,513	65,439	92.4	53.0

(2) 土地及建物 昭和50年3月31日現在

区分	土地	建物	
		木造	鉄筋コンクリート
庁舎			2,178.5
診療所			169.4
入院室			82.6
住宅			85.1
製糖工場		316.5	
同事務所		34.7	
同倉庫		112.4	
保育所		568	
苗ほ監視小屋		39.7	
学校		112	6,669
屋内体育館			2,414
幼稚園			860
山	24,181,505		
原野	106,003		
保安林	1,631,812		
学校用地	70,878,53		
その他	33,269,61		
計	260,234,681.4	428.5	13,213.4

有価証券

昭和50年3月31日現在

区分	株数	株金額	1株
琉球銀行株券	2,958	¥ 1,479,000	¥ 500
琉球海運株券	1,350	¥ 514,350	¥ 381
琉球石油株券	1,048	¥ 319,640	¥ 305
琉球セメント株券	211	\$ 886.20	\$ 420
北部製糖株券	23,744	\$ 23,744.00	\$ 100
沖繩銀行株券	1,980	¥ 990,000	¥ 500
計	30,301	¥ 3,302,990	\$ 24,630.20

出資による権利

予算外取扱の残額

昭和50年3月31日現在

区分	金額(円)	区分	金額(円)
沖縄県農業信用基金協会	780,000	一般軍用地料	50,744,389
沖縄県信用基金協会	1,250,000	職員退職積立金	16,497,491
沖縄県町村土地開発公社	1,858,250	特別基本財産積立金	61,000,000
沖縄県北部森林組合	688,500	財政調整基金積立金	84,830,000
日本電信電話公社債	586,800		
計	5,163,550	計	212,971,880

方債

昭和50年3月31日現在

許可年月日	起債目的	借入日	起債金額	利率	償還額	未償還額	借入先	償還年数	支払期日
1971年1月21日 指合総第6号	庁改築費	1971年12月1日	¥ 50,935,000	7.3%	¥ 17,827,250	¥ 33,107,750	琉球銀行	10年	年2回 6.30 12.31
1972年3月30日 指合644号中教委	恩納小學校設	1972年5月10日	¥ 14,914,500	7.3	¥ 4,474,350	¥ 10,440,150	琉球銀行	10年	年2回 9.15 3.15
昭和48年3月31日 指合総507号	山田小學校設	昭和48年5月30日	¥ 1,300,000	6.5	3年据置	¥ 1,300,000	郵政管理事務所備保	25年	年2回 9.30 3.31
昭和48年3月31日 指合総472号	安幼恩稚山園	昭和48年5月31日	¥ 8,800,000	6.2	3年据置	¥ 8,800,000	資金運用部	15年	年2回 9.1 3.1
昭和48年3月31日 指合総472号	恩整排排水業	昭和48年12月3日	¥ 6,400,000	6.75	5年据置	¥ 6,400,000	資金運用部	15年	年2回 9.1 3.1
昭和49年3月30日 指合総187号	ヨミ運搬車	昭和49年5月31日	¥ 1,400,000	7.5	1年据置	¥ 1,400,000	資金運用部	5年	年2回 9.1 3.1
昭和49年3月30日 指合総220号	安校舎建設	昭和49年5月29日	¥ 1,800,000	9.1	¥ 224,000	¥ 1,576,000	琉球銀行	8年	年2回 9.17 3.15
昭和49年3月30日 指合総220号	安校舎建設	昭和49年5月31日	¥ 1,300,000	7.5	3年据置	¥ 1,300,000	郵政管理事務所備保	25年	年2回 9.30 3.31
昭和49年3月30日 指合総186号	嘉真良線道路業	昭和49年5月31日	¥ 4,400,000	7.5	3年据置	¥ 4,400,000	資金運用部	10年	年2回 9.1 3.1
計			¥ 91,249,500		¥ 22,525,600	¥ 68,723,890			

昭和50年3月31日現在

物品

品名	数量	用途
乗貨物自動車	5	総務課、税務課、企画課、農業委員会、教育委員会
貨物自動車	1	給食センタートラック
貨物自動車	1	消防自動車
貨物自動車	1	
貨物自動車	1	教育委員会
貨物自動車	1	総務課
貨物自動車	1	総務課
貨物自動車	1	経済務、住民課
貨物自動車	1	
貨物自動車	1	
貨物自動車	1	
貨物自動車	2	

家庭とこどもの
しあわせのため

児童手当制度

* 児童手当制度とは

児童が心身ともにすこやかに成長することは、国民すべての願いであり、家庭と社会がともどもに児童の健全な育成に努めることが望まれます。

このための施策のひとつとして、児童手当法が生まれ、昭和47年1月から実施されています。

この児童手当制度は、国、都道府県、市区町村と事業主が費用を持ちあい、児童を養育する人に児童手当を支給することによって、家庭生活の安定と次代の社会をになう児童の健全育成及び資質向上をはかることを目的としています。



* 児童手当を受けられる人は

< 受給資格 >

児童手当は、日本国内に住所がある日本国民が、次の要件にあてはまっているときに支給されます。

- (1) 18歳未満の児童を3人以上養育しており、そのうちの1人以上が、義務教育終了前の児童（中学校を卒業するまでの児童）であること。
- (2) その人の前年の収入が、一定の額（たとえば、給付所得者については、扶養親族が5人の場合322万円—この額は、ことしの6月から415万円に引き上げられる予定—）に満たないこと。

また、この児童手当は、各種の福祉年金や児童扶養手当などを受けている人でも支給されません。

* 児童手当の額は

児童手当の額は、3人以上の児童のうち、出生順に数えて3人目以降である義務教育終了前の児童1人につき、月額4,000円（この額は、ことしの10月分から、5,000円に引き上げられる予定）です。

* 児童手当の支給を受けるための手続きは

児童手当の支給を受けるためには、住所地の市区町村長に認定請求書を提出し、その認定を受けなければなりませんので、市区町村の児童手当を担当する係に申し込んでください。

児童手当の額がふえる場合も同様ですから、おわずれなく申し込んでください。

なお、公務員と三公社に勤めている方は、勤め先に申し込んでください。

* 児童手当の支給は

児童手当は、市区町村長が支給を受ける資格があると認定した人に対して、毎年、6月、10月、2月の3回に分けて、それぞれその月の前月までの4か月分をまとめて支払います。

年3回の支払月における支払の日は、各市区町村ごとに定められています。

請求の手続きその他この制度についてお知りになりたいことがありましたら、**市区町村の児童手当を担当する係**にお問い合わせください。

あなたは大丈夫ですか？

国民年金保険料

国民年金の定額保険料は、たとえ五年、十年と納め続けていなくても、ある時期の保険料を二年過ぎてでも納めませんとその分は、後になって納めることができないう仕組みになっています。

ところが、国民年金の「老齢年金」は、建て前として、その人が六十歳になるまでに、二十五年分の保険料を納めたことが必要です。未納分があればわずかな年数不足のために、せっかくの年金を受けられなくなるという一大事が起ります。

こうしたことは、その人の一生の幸福を奪うことになりすので、特にこういうひとびとを救うため特例として、今年の十二月の末日を最終期限として、過去の未納分を一括して納付できる道がひらかれました。

あま、未納分が多い人は、期



らば分納の方法もあります。いますぐ、恩納村役場年金係へご相談ください。詳しいお答えや、保険料の受理をいたします。

来年では遅すぎる！ 未加入者に最後のチャンス

受給権を与えられるわけです。なお、詳しいことは、国民年金係へすぐ出向いてご相談ください。

国民年金、未納保険料の特例納付の措置がとられたことに伴って、一時の思いがちな経済上の都合、その他の理由によって、当然加入被保険者の資格があるのに、国民年金へまだ加入していません。未納人も今年の十二月三十一日までに、未納保険料の全額を払い込めば、受給権が与えられるという夢のような福音がもたらされました。

詳しくいえば、今年の十二月三十一日までに、昭和四十八年四月以前の過去の被保険者期間のうち時効によって、保険料を納めることができなくなった期間について、一月につき九百円を払い込めば

国民年金、未納保険料の特例納付の措置がとられたことに伴って、一時の思いがちな経済上の都合、その他の理由によって、当然加入被保険者の資格があるのに、国民年金へまだ加入していません。未納人も今年の十二月三十一日までに、未納保険料の全額を払い込めば、受給権が与えられるという夢のような福音がもたらされました。



おとうさん、おと
うちゃん、おとう、
おやじ、パパ、父上
等いろいろな父親の
呼び名がある。

字安富祖一九四番地
当山君子

父の日に寄せて

現在の子供達のほとんどが、おとうち
ゃん、パパと呼んでいるようである。私
は幼いころから父親の名称を呼んだ記憶
がない。物心ついた時には、もう、おじ
いちゃんと呼んでいた。という事は、
甥、めいが多かったせいでしょうか周囲
でおいちゃん、おじいちゃんと呼ん
でいたので、自然におじいちゃんと呼ん
でいたのであろう。おじいちゃん、つま
り私の父は、大のお酒好きで、夕方にな
るのを何よりも楽しみに待っている父で
もあった。父は職業が左官業であったせ

いか、お酒を飲む機会が多かったので、
自然にお酒を飲むようになったと思う。
私は、幼児の時に母に死別され、ずっ
と父の手で育てられたそのせい、私の
性格は、女性的でなく、男性的でもない
中性的だと自分では思っています。私は、
あまえんぼうであったので、寝るのには、
一人では眠れずお酒のおいする父と小
学校六年生まで一緒に寝たものです。
父は、平素は無口の方で、いったん
どにお酒が入ると相手に話をさせず、自
分一人で一生懸命話すくせがある。今で

ろがま、ふろバーナーについては昭和50年10月
9日、瞬間湯沸器ストープについては、昭和51
年1月9日から、安全装置のないものは製造で
きなくなります。また、今後LPガス用閉止弁
(普通、元栓あるいはコックと呼ばれています)
や炊飯器などの検定を行うことを検討していま
す。更にゴムホースや金属性フレキシブルホー
スの規格についても、検討しています。

●正しい使い方のPR

通商産業省では、LPガスの正しい使い方を消
費者に知っていただくために、パンフレットを
くるとともに、テレビ等によりPRしています。
ぜひ参考にしてください。

●容器の管理

通商産業省では、LPガス容器(ボンベ)の管
理の徹底を呼びかけています。「高圧ガス取締法」
に基づいて、ボンベは販売店が管理しているのが
普通ですが、一般家庭に不要なボンベがありまし
たら、至急販売店に引取らせてください。ボンベ
の中にはガスが残っていることがあり、思わぬ事
故のもとになります。

●次のことを心がけましょう

LPガスによる事故を防止するため、次のこと
を常に心がけましょう。

- ガス器具の栓や元栓は使用後、特に外出時、
就寝前には確実に閉めること。
- 点火や着火の確認を必ず行うこと。
- 元栓やガス器具とゴムホースとの接続は確実
にし、必ずホースバンドで締めること。
- 使っていない元栓には、必ずゴムキャップを
つけ、ホースバンドで締めること。
- ガス器具を使用しているときは、ときどき窓
を開けるなど換気に注意すること。
- ふろがま、大型湯沸器を設置した室には煙
上下の換気孔を必ずつけること。

生活から危害をなくしよう LPガスの安全のために

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

●LPガスの普及

LPガス(液化石油ガスのことで、普通プロパ
ンガスと呼ばれています)の生産、消費の伸びは
常に大きく、燃料として、家庭用、自動車用、
工業用などにひろく使われています。取扱いが手
軽なうえに簡単な施設で利用できるため、家庭用
燃料としての普及はめざましいものがあります。
現在、約1,700万世帯に普及しており、国民生活に
欠かすことのできない燃料となっています。

しかし、LPガスの普及にともなって、次の表
のように事故も激増しています。その大半は、一
般家庭等の消費先で起きたものです。

●ガス災害事故発生状況

年度		40	41	42	43	44	45	46	47	48
合計	件数	64	151	193	123	187	240	232	316	384
	死者	27	36	34	38	73	48	34	53	59
	傷者	105	201	321	159	261	301	320	418	425
事業所	件数	11	17	18	8	14	19	9	10	12
	死者	—	—	1	—	4	3	—	1	—
	傷者	27	32	36	13	21	13	8	15	15
消費先	件数	46	125	167	121	170	217	217	299	368
	死者	21	34	33	38	69	44	33	52	59
	傷者	51	166	271	146	236	284	312	398	409
運搬中	件数	7	9	8	3	3	4	6	7	4
	死者	6	2	—	—	—	1	1	—	—
	傷者	27	3	14	—	—	4	—	2	1

●法律の目的

昭和43年3月から、「液化石油ガスの保安の確保
及び取引の適正化に関する法律」が施行されてい
ます。LPガスの取扱いによる事故の発生を防ぐ
とともに、LPガスの取引を適正に行うことによ
って消費者を保護することを目的としています。

この法律では、LPガスの災害から消費者を守
るために、次のことを決めています。

- LPガスの小売販売業を「許可制」としてい
ます。経営、保安設備などの面で近代化が遅れ、
保安意識が欠けていた、の業界の保安体制の整
備を許可制を通じて充実させていこうとしてい
るのです。

規模によって、通商産業大臣または都道府県
知事の許可を受けることになっています。許可
を受けた業者は、「液化石油ガス販売事業者証」
を、販売所の見やすいところに掲げることにな
っています。

- 販売業者は、LPガスの販売契約を結んだと
きは、消費者に対して、LPガスを使用すると

きの諸注意を書いた書面を渡すことになってい
ますし、また、定期的に家庭の内外の消費設備
を調査しなければならないことになっています。

- 「LPガス器具」のうち通商産業省で定める
ものは、指定検定機関(器具ごとに政令で指定
する)の検定に合格したものでなければ、販売
してはならないことになっています。

現在までに、調整器、液化石油ガスこんろ、
液化石油ガス用瞬間湯沸器、高圧ホース、ふろ
がま、ふろバーナー及びストープ等9品目につ
いて指定が行われています。合格した器具には、
次のようなシールを貼ることになっています。
消費者としても、安全性の保障されたシールの
ある器具を使うようにして下さい。

- なお、昭和50年1月10日の規則の改正により
瞬間湯沸器、密閉燃焼式ふろがま、ふろバー
ナー、ストープのすべてに安全装置(パイロット
バーナーの炎が消えると、自動的にパイロット
バーナー及びメインバーナーへのガスの供給を
止める装置など)を取り付けることが義務づけ
られました。この措置によって、密閉燃焼式ふ